

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月22日
【会社名】	サンバイオ株式会社
【英訳名】	SanBio Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 敬太
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年4月26日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項のうち、「(1)本第15回新株予約権」及び「(2)本第16回新株予約権」のそれぞれにおける「発行数」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が2019年5月22日付で確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (1) 本第15回新株予約権
 - b 発行数
 - d 発行価額の総額
 - f 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
- (2) 本第16回新株予約権
 - b 発行数
 - d 発行価額の総額
 - f 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

3【訂正内容】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

(1) 本第15回新株予約権

b 発行数

(訂正前)

3,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。)

本第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下本項において「対象株式数」という。)は1株とする。但し、下記eに定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数についても同様の調整を行う。

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本第15回新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本第15回新株予約権の総数をもって発行する本第15回新株予約権の総数とする。

(訂正後)

3,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。)

本第15回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下本項において「対象株式数」という。)は1株とする。但し、下記eに定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数についても同様の調整を行う。

d 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

11,295,000円

f 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本第15回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本第15回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下本項において「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれが高い金額とする。

<後略>

(訂正後)

本第15回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本第15回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本第15回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下本項において「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,765円とする。

<後略>

(2) 本第16回新株予約権

b 発行数

(訂正前)

45,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。)

本第16回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下本項において「対象株式数」という。)は1株とする。但し、下記eに定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数についても同様の調整を行う。

なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本第16回新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本第16回新株予約権の総数をもって発行する本第16回新株予約権の総数とする。

(訂正後)

45,000個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株。)

本第16回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下本項において「対象株式数」という。)は1株とする。但し、下記eに定める株式の数の調整を行った場合は、対象株式数についても同様の調整を行う。

d 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

169,425,000円

f 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

本第16回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本第16回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下本項において「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

<後略>

(訂正後)

本第16回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本第16回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下本項において「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,765円とする。

<後略>

以上